

その取組が 「命」を守ります!!



自転車に乗車する際はヘルメットを着用しましょう。

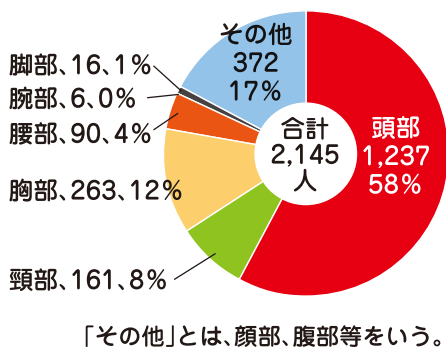
第10条(乗車用ヘルメットの着用等)

- 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
- 2 学校の設置者は、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、当該児童、生徒又は学生に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。
 - 3 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

(栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

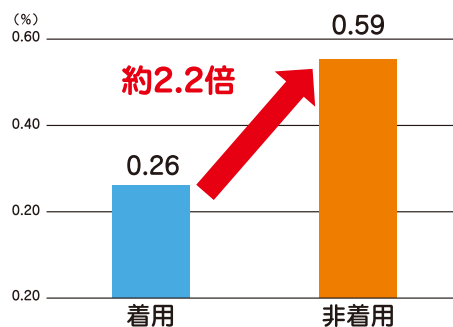
- ◆自転車事故において、亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、乗車用ヘルメットの非着用時の致死率は、着用時と比べ、約2.2倍も高くなっています。

自転車乗車中死者の人身損傷部位
致命傷の部位 (平成29年～令和3年合計)



出典:警視庁

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致傷率
(平成29年～令和3年合計)

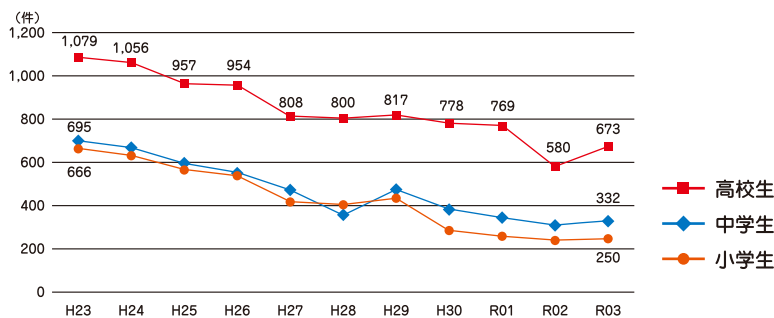


出典:警視庁

- ◆中・高校生の自転車乗車中の死亡・重傷事故も、依然として後を絶たない状況にあります。中・高校生のヘルメットの着用についても家族で促進してください。



児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移



出典:警視庁

自転車損害賠償責任保険に加入してください。

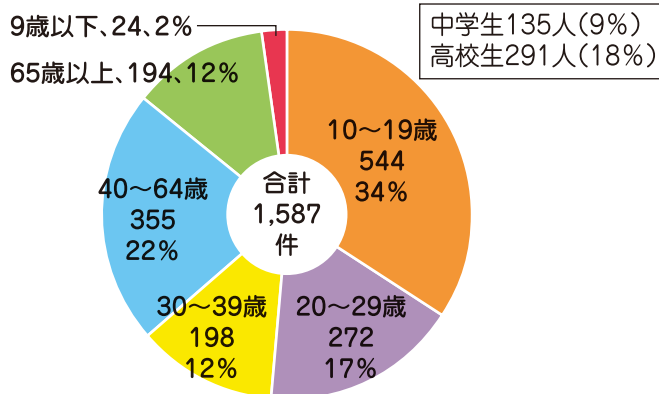
第12条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

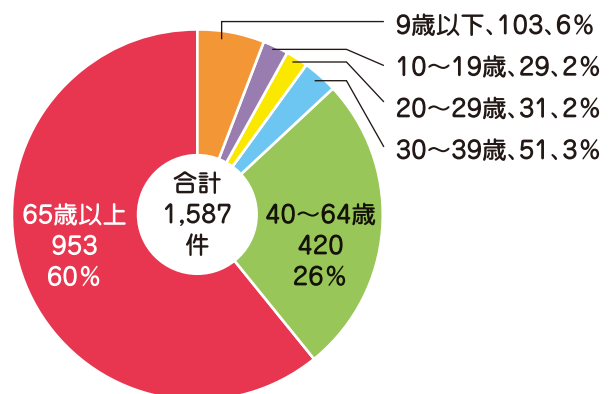
（栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）

- ◆自転車と歩行者の事故は、若年層の自転車運転者によるものが多い傾向にあります。自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、自転車を利用する家族全員で損害賠償責任保険に加入するようにしましょう。

「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者（第1・第2当事者）の年齢層別件数
（平成29年～令和3年合計）



「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における歩行者（第1・第2当事者）の年齢層別件数
（平成29年～令和3年合計）



出典：警視庁

自転車事故による高額賠償事例

被害内容	被害者	加害者・過失	裁判所	判決日	賠償金(万円)
歩行者後遺障害	女性 62歳	小学生(11歳) 無灯火	神戸	平成25年 7月4日	9,521
自転車運転者後遺障害	男性 24歳	男子高校生 通行違反	東京	平成20年 6月5日	9,266
歩行者死亡	女性 38歳	男性 交差点通行	東京	平成15年 9月30日	6,779
歩行者死亡	女性 55歳	男性 信号無視	東京	平成19年 4月11日	5,438
歩行者死亡	女性 75歳	男性 信号無視	東京	平成26年 1月28日	4,746

【出典：(一社)日本損害保険協会】



- ◆本条例の対象となる補償制度については、栃木県高等学校PTA連合会の保険のほか、栃木県のホームページ (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/jitennysajyoureihp.html>) 等を参考にしてください。

栃木県自転車条例

検索

